

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

第9章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等

第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明）

第141条の14 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）は、住宅（一戸建ての住宅、兼用住宅、共同住宅及び長屋をいう。以下この章において同じ。）の建築（新築又は増築であって、当該新築又は増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものに限る。）に係る設計を行うときは、規則で定めるところにより、当該住宅に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第10条第1項の建築物エネルギー消費性能基準を上回る基準であって規則で定めるもの（以下「規則指定基準」という。）への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした当該住宅を建築しようとする者（以下「住宅の建築主」という。）に対し、当該評価の結果（当該住宅が規則指定基準に適合していない場合にあっては、当該住宅のエネルギー消費性能（建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）の確保のためとるべき措置の内容を含む。）について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 建築士は、前項の設計を行うときは、当該住宅に係る規則指定基準を上回る基準であって規則で定めるもの（以下「規則指定上位基準」という。）への適合性その他住宅のエネルギー消費性能の向上に資する事項として規則で定めるものについて評価を行うとともに、住宅の建築主に対し、当該評価の結果（当該住宅が規則指定上位基準に適合していない場合にあっては、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置の内容を含む。）について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明するよう努めなければならない。

3 建築士は、あらかじめ、住宅の建築主の承諾を得て、前2項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

4 第1項及び第2項の規定は、住宅の建築主から第1項及び第2項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。この場合において、建築士は、評価及び説明を要しない旨の意思を表示した書面を当該住宅の建築主から受領するものとする。

5 建築士事務所の開設者（建築士法第23条の5第1項に規定する建築士事務所の開設者をいう。以下同じ。）は、当該事務所に属する建築士が第1項若しくは第2項の規定により説明し、又は前項の規定により書面を受領した場合は、当該説明において交付した書面の写し（第3項に規定する電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）又は受領した書面を規則で定める日まで保存しなければならない。

（住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書の作成等）

第141条の15 建築士事務所の開設者で規則で定めるもの（以下「特定開設者」という。）は、住宅のエネルギー消費性能に係る説明の結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下この節において「説明結果報告書」という。）を規則で定める日までに電磁的方法により、

市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による説明結果報告書の提出を受け、必要があると認めるときは、特定開設者に対し、当該説明結果報告書の内容について説明を求めることができる。
- 3 特定開設者は、前項の規定による説明の求めに協力しなければならない。

(住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書の任意作成等)

第 141 条の16 建築士事務所の開設者（特定開設者を除く。）は、説明結果報告書を電磁的方法により、市長に提出することができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により説明結果報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「次条第 1 項」と、「特定開設者」とあるのは「建築士事務所の開設者（特定開設者を除く。次項において同じ。）」と、同条第 3 項中「特定開設者」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

第 2 節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進

(建築物省エネ法第63条第 1 項の条例で定める用途)

第 141 条の17 建築物省エネ法第63条第 1 項の条例で定める用途は、全ての用途とする。ただし、建築物省エネ法第20条第 2 号の規定により政令で定めるものを除く。

(建築物省エネ法第63条第 1 項の条例で定める規模)

第 141 条の18 建築物省エネ法第63条第 1 項の条例で定める規模は、新築又は増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報告書の作成等)

第 141 条の19 住宅の設計において建築物省エネ法第63条第 1 項の規定により説明した建築士が属する建築士事務所の開設者（特定開設者に限る。）は、当該住宅への再生可能エネルギー利用設備（建築物省エネ法第60条第 1 項の再生可能エネルギー利用設備をいう。）の設置に係る説明の結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下この節において「説明結果報告書」という。）を規則で定める日までに電磁的方法により、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による説明結果報告書の提出を受け、必要があると認めるときは、同項に規定する開設者に対し、当該説明結果報告書の内容について説明を求めることができる。
- 3 第 1 項に規定する開設者は、前項の規定による説明の求めに協力しなければならない。

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報告書の任意作成等)

第 141 条の20 住宅の設計において建築物省エネ法第63条第 1 項の規定により説明した建築士が属する建築士事務所の開設者（特定開設者を除く。）は、説明結果報告書を電磁的方法により、市長に提出することができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により説明結果報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「次条第 1 項」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 1 項」と読み替えるものとする。

附 則（令和 6 年 6 月条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例第141条の14の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が委託を受けた同条第1項に規定する住宅の建築に係る設計について適用する。